

兵庫県公報

令和7年10月7日 火曜日 第658号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課） 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止及び変更の届出（同） 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同） 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更の届出（同） 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同） 3
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） 3
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課） 4
- 平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部改正（都市政策課） 5

公 告

- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局） 6

病院局公告

- 随意契約の相手方等の公示 7

公安委員会告示

- 機械警備業務管理者講習の実施 7

告 示

兵庫県告示第930号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和7年10月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
ハザマ耳鼻咽喉科	芦屋市茶屋之町7—20	令和7年8月1日
芦屋もみじ歯科	同 市潮見町30—11	同 年9月1日
ニューロン薬局 芦屋店	同 市翠ヶ丘町2—8 パールコート翠ヶ丘102号	同 年8月1日
ほうでん在宅診療所	加古川市西神吉町岸238—2	同 年9月1日
訪問看護ステーションかしの木	同 市加古川町河原359—7	同 年8月1日
ウィル訪問看護ステーション宝塚	宝塚市伊子志3—2—30	同
たつの訪問看護ステーション 繋ぐ	たつの市龍野町富永191—6	同



兵庫県告示第931号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止及び変更の届出があった。

令和7年10月7日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

1 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
ハザマ耳鼻咽喉科	芦屋市茶屋之町7—20
ニューロン薬局 芦屋店	同 市翠ヶ丘町2—8 パールコート翠ヶ丘102号
D r . c o m i n g 伊丹クリニック	伊丹市南本町7—1—15エクセル新伊丹
D r . c o m i n g	同 市同 町6—4—20メゾンプチ13 305号室
さくら薬局 自由が丘店	三木市志染町中自由が丘1—560
ゴダイ薬局 篠山黒岡店	丹波篠山市黒岡186—5

2 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容
足立皮ふ科	伊丹市鴻池4—1—10 O A S I S Town伊丹鴻池2F	名 称
やすらぎ訪問看護ステーション	宝塚市中野町1—5 メディカルテラス宝塚301 医療法人社団ミテラス	所在地及び 開設者法人
訪問看護ステーションひだまり	加古郡播磨町古田1—4—5 サンコーポS 203号室	所 在 地



兵庫県告示第932号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和7年10月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
ゆりのき薬局土山店	加古郡播磨町野添 1656—1	有限会社チカヤ メディックス	加古川市平岡町新在家2—271—5	令和7年9月1日

~~~~~

**兵庫県告示第933号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更の届出があった。

令和7年10月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名称等の変更の届出があった指定介護機関

| 名 称                | 所在地                               | 開設者              | 開設者所在地              | 変更内容 |
|--------------------|-----------------------------------|------------------|---------------------|------|
| 訪問看護ステーション<br>ひだまり | 加古郡播磨町古田<br>1—4—5 サンコ<br>一ポS203号室 | 株式会社アミニティ<br>ライフ | 加古郡播磨町古田 1—<br>4—59 | 所在地  |

~~~~~

兵庫県告示第934号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する機関を次のとおり指定した。

令和7年10月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
山根 朋子	揖保郡太子町東南300—4	令和7年8月1日

~~~~~

**兵庫県告示第935号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年10月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

氷上南土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 山 本 一   | 丹波市氷上町新郷762番地   |
| 同     | 岸 田 繁 之 | 同 市氷上町新郷1649番地  |
| 同     | 泉 好 幸   | 同 市氷上町新郷1252番地1 |

|    |        |                  |
|----|--------|------------------|
| 同  | 大木 保 弘 | 同 市氷上町本郷166番地    |
| 同  | 宮崎 照夫  | 同 市氷上町稻畑679番地    |
| 同  | 足立 正和  | 同 市氷上町稻畑25番地     |
| 同  | 川上 秀幸  | 同 市氷上町佐野416番地    |
| 同  | 谷口 由紀雄 | 同 市氷上町油利38番地     |
| 同  | 大垣 秀夫  | 同 市氷上町朝阪423番地3   |
| 同  | 田中 和浩  | 同 市氷上町油利763番地2   |
| 同  | 梅津 節雄  | 同 市氷上町小野622番地    |
| 同  | 中野 一成  | 同 市山南町北和田1033番地1 |
| 監事 | 古谷 博成  | 同 市氷上町稻畑319番地2   |
| 同  | 本田 洋一  | 同 市氷上町谷村1354番地   |

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏 名    | 住 所            |
|-------|--------|----------------|
| 理事    | 山本 一   | 丹波市氷上町新郷762番地  |
| 同     | 大木 章一  | 同 市氷上町新郷957番地  |
| 同     | 廣瀬 浩之  | 同 市氷上町新郷774番地  |
| 同     | 大木 保弘  | 同 市氷上町本郷166番地  |
| 同     | 福井 喜康  | 同 市氷上町稻畑260番地  |
| 同     | 梅澤 正博  | 同 市氷上町稻畑1127番地 |
| 同     | 川上 秀幸  | 同 市氷上町佐野416番地  |
| 同     | 森口 豊   | 同 市氷上町油利289番地1 |
| 同     | 田野 悟   | 同 市氷上町朝阪953番地  |
| 同     | 田中 和浩  | 同 市氷上町油利763番地2 |
| 同     | 前田 大志  | 同 市氷上町小野504番地  |
| 同     | 梅津 節雄  | 同 市氷上町小野622番地  |
| 同     | 山本 浩子  | 同 市氷上町油利104番地2 |
| 同     | 横田 そのみ | 同 市氷上町福田192番地  |
| 監事    | 山下 寿也  | 同 市氷上町朝阪193番地2 |
| 同     | 中川 日出男 | 同 市氷上町谷村1181番地 |

~~~~~

兵庫県告示936号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があつた特定施設の設置の概要是、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年10月7日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
東芝デバイス＆ストレージ株式会社姫路半導体工場
揖保郡太子町鶴300番地
工場長 高野 彰夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
東芝デバイス＆ストレージ株式会社姫路半導体工場
揖保郡太子町鶴300番地

(3) 特定施設に関する事項

種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	63号ホ 廃ガス洗浄施設		
能力	2,300個／日	480m ³ ／分		
工事着手予定期月日	許可後	同左		
工事完成予定期月日	着手後7日	同左		
使用開始予定期月日	完成後	同左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	なし	同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	通常	最大	通常
	水素イオン濃度 (水素指数)	9~10	9~10	6~8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,000,000	1,000,000	3
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,600,000	1,600,000	3
	浮遊物質量 (単位 mg/L)	1未満	1未満	1
	窒素含有量 (単位 mg/L)	—	—	5
	りん含有量 (単位 mg/L)	—	—	1
	ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	2
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日)	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	—	—	5
	使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日)	0	0.5	43
				43

備考 既設特定施設を廃止するとともに、汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年10月7日から同月28日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び揖保郡太子町生活福祉部生活環境課

~~~~~

## 兵庫県告示第937号

平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき公示される道

路の供用開始の日から施行する。

令和7年10月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

2(1)の表11の款を次のように改める。

|    |      |          |              |                                |                                                                                    |              |       |                                                                           |            |
|----|------|----------|--------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------|---------------------------------------------------------------------------|------------|
| 11 | 東播磨道 | 第3種禁止地域等 | 加古川中央ジャンクション | 八幡三木ランプ                        | 路端から200メートル以内の区域<br>(加古川市道加古川中部幹線2号線のうち、県道野口尾上線との交点から戸ヶ池までの路端から南側100メートル以内の区域を除く。) | 加古川中央ジャンクション | 小野ランプ | 路端から200メートル以内の区域で加古川市道加古川中部幹線2号線のうち、県道野口尾上線との交点から戸ヶ池までの路端から南側100メートル以内の区域 | 加古川市三木市小野市 |
|    |      |          | 八幡稲美ランプ      | 加古川市八幡町上西条地内<br>県道神戸加古川姫路線との交点 | 路端から100メートル以内の区域及び県道神戸加古川姫路線との交点の周囲100メートル以内の区域                                    |              |       |                                                                           | 加古川市       |

## 公 告

### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年10月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町南大中一丁目7番22、7番37、7番39、7番40

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古郡播磨町南大中二丁目2番6号

進 藤 明 彦

## 3 許可年月日及び許可番号

令和7年5月15日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1－5号（7播磨）

## 病院局公告

## 随意契約の相手方等の公示

WT.Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和7年10月7日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立西宮病院長 野口 真三郎

## 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

医療用直線加速装置 一式

## 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地

兵庫県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9

## 3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年8月28日

## 4 随意契約の相手方の名称及び住所

株式会社たけびし 京都市右京区西京極豆田町29

## 5 随意契約に係る契約金額

476,300,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 入札公告をした日

令和7年7月15日

## 8 随意契約をした理由

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第8号による

## 公安委員会告示

## 兵庫県公安委員会告示第205号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習の実施について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年10月7日

兵庫県公安委員会

委員長 津田 隆雄

## 1 講習の種別、実施期日等

## (1) 講習の種別

法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習

## (2) 実施期日

令和7年11月11日（火）から同月14日（金）までの4日間

## (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

## (4) 修了考査の実施

講習最終日に、修了考査（40問100分）を実施する。

## 2 受講定員

40人

## 3 受講希望の申出の受付期間等

## (1) 受付期間

令和7年10月14日（火）から同月16日（木）までの間（午前9時から午後4時まで）

## (2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。

## (3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

## 4 受講申込みの受付期間等

## (1) 受付期間

令和7年10月22日（水）から同月28日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時まで）

## (2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

## (3) 申込時の提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

## (4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

## 5 受講手数料

39,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受付後の受講手数料は、返還しない。

## 6 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

## 7 その他

（1）受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。

（2）受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。

（3）郵送による受講申込みは、受け付けない。

（4）受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。

## 8 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

## 9 問合せ先

（1）兵庫県内の各警察署の生活安全課

（2）兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話（078）341-7441 内線3424

（3）一般社団法人兵庫県警備業協会

電話（078）252-0166